

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20251016	松永タクシー株式会社 (法人番号 1240001032934) 代表 者黒瀬知賀子	広島県福山市松永町342 番地7	福山営業所	広島県福山市山手町6丁 目24番19号	輸送施設の使用停止 (40日車)	道路運送法第27条3項	令和6年6月18日及び同年7月30日、情報提供 を端緒として監査を実施。1件の違反が認めら れた。疾病、疲労等のおそれのある運行の業 務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5 項)	4	4
20251023	皆生タクシー株式会社 (法人番号 6270001003184) 代表 者杉本真吾	鳥取県米子市旗ヶ崎2207 番地	角盤町営業所	鳥取県米子市角盤町2丁 目3番地	文書警告	道路運送法第27条3項	令和7年10月23日に、情報提供を端緒として監 査を実施。1件の違反が認められた。運転者 に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事 業運輸規則第38条第1項)	0	0
20251030	双葉運輸株式会社(法 人番号9240001010445) 代表者為広尚武	広島県広島市西区山田町 539番地	本郷営業所	広島県三原市下北方1丁 目10番17号	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第15条3項	令和6年6月11日、情報提供を端緒として監査 を実施。1件の違反が認められた。事業計画の 変更認可違反(事業用自動車の数)(道路運送 法15条第3項)	1	1
20251030	双葉運輸株式会社(法 人番号9240001010445) 代表者為広尚武	広島県広島市西区山田町 539番地	本郷営業所	広島県三原市下北方1丁 目10番17号	輸送施設の使用停止 (50日車)、文書警告	道路運送法第27条3 項、タクシー業務適正 化特別措置法第16条第 1項	令和6年8月1日及び同年11月15日に、二輪車 との接触事故を端緒として監査を実施。12件 の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規 則」)第24条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録 義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の 記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、 (4)業務の記録事項義務違反(運輸規則第25条 第3項)、(5)乗務員等台帳の作成義務違反(運 輸規則第37条第1項)、(6)乗務員等台帳の記 載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、 (7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規 則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督 の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 特定の運転者に対する特別な指導義務違反 (運輸規則第38条第2項)、(10)整備管理者の変 更届出義務違反(運輸規則第45条)、(11)運行 管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸 規則第48条の4第1項)、(12)登録運転者証返 納義務違反(タクシー業務適正化特別措置法 第16条第1項)	6	5